

令和元年度第1回門真市児童福祉審議会 議事録

1. 日 時 令和元年10月2日(水) 午前10時～午前11時30分
2. 場 所 門真市役所 本館2階 第7会議室
3. 出席者 合田委員長、須河内副委員長、道幸委員、森本委員、五十野委員
4. 事務局 こども部 内田部長、坂本次長
こども政策課 田代課長、楠本課長補佐、高橋主査、浅尾係員
保育幼稚園課 西川課長、大中課長補佐
5. 傍聴者 非公開
6. 議 題 (1) 小規模保育事業所の認可(1件)について
(2) その他
7. 議事録
(事務局)

定刻になりましたので、ただいまから令和元年度第1回門真市児童福祉審議会を開催させていただきます。本日は、何かとご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日は、委員5名のご出席をいただき過半数の出席をいただいておりますので、門真市附属機関条例施行規則第5条第2項の規定により本会議が成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

【資料】

- 資料1 諮問書(写)
- 資料2-1 認可申請書及び添付書類(写)
- 資料2-2 設置認可申請小規模事業所の概要
- 資料2-3 周辺地図
- 資料2-4 平面図
- 資料2-5 全体的な計画

【参考資料】

- 参考資料1 門真市児童福祉審議会委員名簿
- 参考資料2 地域型保育事業の類型について
- 参考資料3 門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例【抜粋】
- 参考資料4 家庭的保育事業等の認可等について(通知)
- 参考資料5 児童福祉法(抄)

なお、後日、議事録の作成を行うため、本日の会議を録音させていただきますので、予

めご了承ください。

今回の審議会における諮問についてですが、今回、認可申請のあった小規模保育事業所1件について、本市から当審議会に対し、認可の適否について諮問させていただきます。諮問書につきましては、資料1として配布させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、これ以降の議事進行については委員長にお願いしたいと思います。委員長、よろしくお願いいたします。

(合田委員長)

それでは、私の方で議事次第に沿って進めさせていただきます。

まず、「議題1 会議の公開・非公開について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、「議題1 会議の公開・非公開について」、事務局より説明させていただきます。昨年度の会議でもご説明させていただきましたとおり、門真市では、本市の「審議会等の会議の公開に関する指針」により、公開・非公開を委員会の長が、会議に諮って決定することとなっております。

本会議につきましては、平成28年度に実施した第1回児童福祉審議会の際に、原則の考え方どおり「公開」とし、公開することにより事業者に不利益が生じる可能性がある場合のみ、非公開とすることと決定しております。前回平成30年度第1回の会議では、詳細な情報を基に認可についての審議を行っていただけるよう、個人の履歴や財産等に関する資料を事業者から徴取しており、審議内容も資料の内容に関わってくるため門真市情報公開条例第6条第2号に定める法人等に関する不開示情報、つまり開示することにより、当該法人等または当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがあるものが含まれるため、非公開にすることと決定いたしました。

今回の会議につきましても、審議のために前回と同程度の資料を徴取しておりますので、非公開とするのが妥当であると考えております。会議録につきましても、前回と同様、各事業所の認可の適否についての審議部分になるとおもわれますが、不開示情報に該当する部分を削除して公表いたしたいと考えております。

また、詳細な情報に基づく審議を行うようになったことに鑑みまして、今後の児童福祉審議会におきましても、同様の認可に関する審議につきましては、「非公開」、会議録については「不開示情報に該当する部分を削除して公表」とすることについて合わせてご審議願います。

説明は以上でございます。

(合田委員長)

ただいま、事務局より、本会議で認可の審議を行う場合に非公開とすることについて提案がありました。何かご意見等ございますでしょうか。

(委員全員)

異議なし。

(合田委員長)

それでは異議なしということですので、認可にかかる審議は非公開としまして、議事録は該当部分を削除して公開するということに決定させていただきます。

続きまして、「議題2 小規模保育事業所の認可について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、「議題2 小規模保育事業の認可について」ご説明いたします。先ほど諮問書をご確認いただきましたとおり、令和元年11月1日開所予定として認可申請のあった小規模保育事業所「ぬくもりのおうち保育 門真市駅前園」について、本市で認可を行うにあたり、認可の適否について当審議会に対して意見を求めるものです。

小規模保育事業、及びその認可基準について、毎回ご説明させていただいておりますので簡潔に再度ご説明いたします。

参考資料2「地域型保育事業の類型」をご覧ください。

平成27年度より開始しました「子ども・子育て支援新制度」において、待機児童の多い0歳児から2歳児の子どもを預かる小規模な事業所として新たに設けられたものが地域型保育事業です。

地域型保育事業のうち、今回ご審議いただく事業所につきましては、参考資料2の②、定員6人～19人までの小規模な保育施設で保育を実施する小規模保育事業で、保育所の分園に近い類型であるA型となっております。

小規模保育事業所を実施するためには、参考資料3「門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例【抜粋】」、参考資料4「家庭的保育事業等の認可等について」、参考資料5「児童福祉法第34条の15第3項第4号」これらのすべての規程の基準を満たしているかを判断することとなりますが、それぞれの規程の詳細な項目については、全てを審議会でご確認いただくことは難しいため、認可申請書類等から事務局で確認を行っております。

現段階では、施設が整備中でありますので図面上での確認となっておりますが、今後確定次第、認可基準を満たしているか再度事務局で現地確認を行います。

また、認可後につきましても、1年に1回、市が実地検査を行うこととなっており、運営面や会計処理等について、適切に行われているかを確認していくこととなっております。

小規模保育事業、及び認可基準については以上です。

続きまして、今回ご審議いただきます新規開設予定の小規模保育事業所につきまして、ご説明させていただきます。

本市において、既存事業者に施設整備の意向を調査したところ、市内で小規模保育事業所を1施設運営されている株式会社1社より新設の希望があったものです。

新規施設は既存の建物を改修し、開設します。

開所については、改修の完了に合わせて、令和元年11月1日を予定しております。

開所に向け、保育士の確保や運営規程等の諸規程の準備をされているところですので、本審議会におきまして、「ぬくもりのおうち保育 門真市駅前園」が認可基準を満たしており、開園できる施設であるかどうかについてご審議いただきます。

資料2-1の紐で綴じているものが今回事業所から提出していただきました資料一式になります。

そちらから一部抜粋してまとめておりますので資料2-2～2-5をお手元にご用意ください。

資料2-2は事業所の認可申請の資料から、概要をまとめております。

右端の欄に、先ほどご説明させていただきました条例等に定めのある認可の基準、中央の欄に、この基準を適用した際に当該事業所が満たすべき面積や人数、左側の欄に実際の当該事業所の概要を記載していますので、見比べながらご覧ください。

設置主体は「ぬくもりのおうち保育株式会社」で、大阪府を含む複数の府県で合計48件の保育施設を運営されており、門真市内においても平成30年4月より「ぬくもりのおうち保育 門真園」を運営されています。

周辺地図は資料2-3のとおりです。事業所の設置予定場所は門真市新橋町13-16にあるハニーボックス門真の2階になります。

認可定員は0歳児3名、1歳児8名、2歳児8名の合計19名です。

資料2-4の平面図をご覧ください。

施設の概要といたしましては、複数のテナントが入っている鉄筋コンクリート造り5階建てビルの2階部分の1部屋を借り上げ、資料2-4の平面図のとおり、保育室、調理室、トイレ及び沐浴スペース、医務室兼事務室を設置予定です。

図面左下側のエントランスを出たところに屋内階段があります。

保育室は部屋をベビーフェンスで仕切り、0歳から2歳までの各保育スペースとして使用します。保育室等の面積については、記載のとおり各室とも基準の面積を満たしております。

屋外遊技場につきましては、新橋町南児童公園と柳町公園を活用されます。各公園までの経路は資料2-3のとおりで、移動には原則避難車やバギーを使用し、保育士5～6名が安全を確認しながら引率します。

資料2-2に戻っていただきまして、職員数につきましては、定員に対して基準上保育

士5名以上、嘱託医の配置が必要ですが、職員数の欄に記載のとおり、基準を満たす職員を配置予定とされています。管理者の方は、これまでに保育園や児童福祉施設など3施設で合計10年以上、保育士として勤務されている経験豊富な方が就任される予定です。

食事の提供は自園調理のため非常勤の調理員を配置する予定です。

開所時間は午前7時30分～午後7時30分の12時間です。うち、午後6時30分～午後7時30分の1時間は延長保育です。

資料2-5のとおり、保育の全体的な計画を策定されています。

説明は以上です。

(合田委員長)

ただいま事務局より、認可基準及び、「ぬくもりのおうち保育 門真市駅前園」の施設の概要について説明がありました。こちらの施設の認可の適否につきまして、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

何かご意見やご質問はございますでしょうか。

(「ぬくもりのおうち保育 門真市駅前園」に対する審議)

(合田委員長)

今、審議するところの最終ゴールは認可するかどうかというところですが、各委員から基本的なところはかなりご指摘がありますので、1回差し戻すといいますか、対応をどうするかというところを一度事務局の方で考えていただくことが必要だという感じを受けたのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

まず、今日結論を出すのは難しいと思います。できましたら事業者さんに今の部分を確認すると、全体的な計画については再度今の意見を踏まえながら修正していただくというところで一度事業者さんと話をする機会を作らせていただきたいと思います。

それを踏まえてから最後に学識の方のみになるか皆さんになるのかは分かりませんが、見ていただきながら、どうさせていただくのかを進めていきたいと思っております。

(合田委員長)

例えばここは11月1日開所予定となっていますけれども、別に開所予定がありきではないような状況になってきていますので、それも含めて事業者の方と中身を1回精査するというので。

今、道幸委員がおっしゃったとおり、市民も開所を待ち望んでおられるというところもあると思いますが、拙速に進めてしまうと、後でいろんなトラブルが起こるという意見も

あることですから、やはりもう少し慎重にタイムスケジュールを調整していただけたらとは私も思いますけれども。

(事務局)

もちろん、何らかの方法でこちらの保育の内容等について改めて事業者に対して意見を伺って、先生方がどう思われるかご意見を頂戴する場を設けさせていただくとして、森本先生にお伺いしておきたいことがあるのですが。

今回、この会議につきましては、道幸委員がおっしゃられているとお選定委員会ではなく、認可に関する児童福祉審議会になりますので、仮に、再度調整するという事で開所日を、認可基準は満たしているけれども、遅れたということになった場合は、特段、市が認可すべきものですので、法的な問題はないと考えておいてよろしいですか。

一応 11月1日予定で進めてきてはいるのですが、今、この内容では認可が難しいということで、再度調整させていただいて、事業者さんに保育の理念等を十分に理解していただいた上で、となった時に、仮に 11月1日を過ぎたという話になった場合、事業所の用意している内容とは少し変わってくると思うのですが、市が認可すべきものですので、市の都合によってお約束していたところが少し変わってしまうことについては、法的な問題は特段無いと考えて大丈夫でしょうか。

(森本委員)

ちょっと質問の内容が分からないのですが、そういうことであれば不認可にするということですか。

(事務局)

そういうことではないですが、認可基準で言えば特段違反しているところはないものの、仮に不認可や事業開始日の遅れとなった場合でもそれは問題ないのかという懸念もあります。

(森本委員)

それは客観的な面ということですよ。客観的な面で認可基準に通るというのであれば、この会議はいらぬですよ。形式的な面だけ見て、それで通るということであればこの会議はいらぬので、我々は実態的な面を見させていただいて、形式的な面でクリアしている部分について十分と言えるかどうか、最終的な判断をする責任を持っていると思うので、そこについては今の時点で本当に大丈夫だろうかという懸念があれば、今の時点でのスケジュールでは認可できませんというのは、そういう判断。先ほど先生がおっしゃっていたように認可しない、するという判断に、今、出されている資料からは判断がつかねると。その部分は補充していただければ。

基準に反しているから認可できませんという判断を今しているわけではないと思うのですよ、我々が。

(事務局)

分かりました。それでは、時間を少しとって調整させていただきます。

(森本委員)

そこは確認できれば結構かと思いますので、それこそまた条件付きになるかもしれませんが、それでも。

(事務局)

そうしましたら、一旦、今日のところは、保留ということで、事務局の方で調整し、再度、委員長、副委員長と相談しながら進めさせていただいて、どういった方法で各委員にご了解いただくかというのを詰めたと思いますけれども、1つ方法としましては、書面審査と言う形で持ち回り審査という形も考えられますので、その辺りは事務局の方で検討させていただき、対応させていただきたいと思います。

(合田委員長)

では、今の事務局の提案はいかがでしょうか。

(五十野委員)

改善されれば、前向きの方で考えていただいたらいいかと思います。

(合田委員長)

分かりました。ありがとうございます。

それでは、各委員からの意見ということで、現時点の内容では認可に至る内容ではないということで、一旦保留と言うこととし、後日、改めて事務局から事業者の方に確認していただく、その後の手続きは改めてご報告と言う形でよろしいですね。

(委員全員)

はい。

(合田委員長)

それでは、今日の審議会は、先ほどの方向で考えていただくという結論でよろしいでしょうか。

(委員全員)

はい。

(合田委員長)

それでは、他の委員の皆様方は特に付け加えるご意見等はありませんか。

今日の審議会の結論は保留ということで、今後、事務局の方から対応していただくということで、以上でよろしいでしょうか。

それでは、「令和元年度第1回門真市児童福祉審議会」を閉会いたします。皆様ありがとうございました。

(以 上)